

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年 7月23日

【会社名】 レカム株式会社

【英訳名】 RECOMM CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 伊藤 秀博

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目 2番 6号

【電話番号】 03-5357-1411（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員経営管理本部長 川畑 大輔

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北四丁目 2番 6号

【電話番号】 03-5357-1411（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役兼常務執行役員経営管理本部長 川畑 大輔

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券並びに新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	100,003,600円
第12回新株予約権証券	4,788,519円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	454,793,919円
第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	50,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,351,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準的な株式です。 なお、単元株式数は100株です。

(注) 1 本届出書により募集する当社普通株式(以下「本新株式」といいます。)の発行は、平成26年7月23日(水)開催の取締役会決議によるものであります。

2 当社普通株式にかかる振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

振替機関名称 株式会社証券保管振替機構

振替機関住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,351,400株	100,003,600	50,001,800
一般募集			
計(総発行株式)	1,351,400株	100,003,600	50,001,800

(注) 1 発行価額の総額を第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法第445条の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、50,001,800円であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
74	37	100株	平成26年8月11日(月)		平成26年8月11日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3 当社は、本届出書の効力が発生した後、払込期日までに本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定です。払込期日までに、本新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式の発行は行われなないこととなります。

4 払込期日に払込みがなされなかった場合には、割当予定先の割当を受ける権利は消滅し、割当の株式は失権します。

5 申し込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、ます。

## (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
レカム株式会社 経営管理本部	東京都千代田区九段北四丁目2番6号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 九段支店	東京都千代田区九段南一丁目5番6号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行新株予約権証券（第12回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	57,693個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	4,788,519円
発行価格	新株予約権1個につき83円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.83円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成26年8月11日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	レカム株式会社 経営管理本部 東京都千代田区九段北四丁目2番6号
払込期日	平成26年8月11日(月)
割当日	平成26年8月11日(月)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 九段支店

(注) 1 第12回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成26年7月23日開催の当社取締役会決議によるものであります。

2 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は、5,769,300株とする（本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。） 但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従って行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、金78円とする。但し、第2項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>2. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たり} \text{の払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び新設分割、吸収分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式分割により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合</p> <p>調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、新設分割、吸収分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	454,793,919円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	平成26年8月12日から平成28年8月11日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 レカム株式会社 経営管理本部 東京都千代田区九段北四丁目2番6号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 九段支店</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該各取引日における行使価額の180%を超えた場合、当社は、当社取締役会が別途定める日（以下「取得日」という。）の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金83円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限 新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
---------------------------------	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
  - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期  
本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類の全部が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
  3. 本新株予約権証券の発行  
当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
  4. 株券の不発行  
当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
  5. 株式の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。
  6. ロックアップ  
当社は払込期日から3か月間、又は割当先が保有する新株予約権の残高が存在しなくなった日のいずれか早い方の日までの間、割当先の事前の承諾を受けることなくロックアップ対象有価証券（当社普通株式並びに当社普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券）の発行を行わない。
  7. その他
    - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
    - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
    - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

### 5【新規発行新株予約権付社債（第1回新株予約権付社債）】

銘柄	レカム株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。）
記名・無記名の別	無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額（円）	金 50,000,000円
各社債の金額	金 1,250,000円
発行価額の総額（円）	金 50,000,000円
発行価格（円）	各本社債の金額100円につき金100円 但し、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率（％）	年率1.0％（固定）
利払日	毎年1月31日及び7月31日
利息支払の方法	1．利息支払の方法及び期限 （1）本社債の利息は、払込期日の翌日から償還日までこれをつけ、平成27年1月31日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後は利払日毎に前利払日の翌日からその利払日までの分を支払う。利息計算については、1年を365日として日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。 （2）利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。 （3）本転換社債型新株予約権の行使の効力発生日からは、当該行使に係る各本社債の利息は発生しない。また、当該行使の効力が生じた日までの未払利息は、当該行使の効力が生じた日から10営業日以内に支払う。 （4）償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 レカム株式会社 経営管理本部
償還期限	平成28年7月31日
償還の方法	1．償還金額、償還の方法及び期限 （1）満期償還 本社債は、平成28年7月31日にその総額を各本社債の金額100円につき金100円で償還する。 （2）繰上償還 前号規定に関わらず、当社は、本新株予約権付社債権者（本新株予約権付社債の保有者をいう。以下同じ。）に対し、14日前に通知することにより本社債を繰上償還することができる。 （3）本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前営業日にこれを繰り上げる。 2．買入消却 （1）当社は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。 （2）当社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。
募集の方法	第三者割当の方式により、株式会社エフティコミュニケーションズに全額を割り当てる。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込期間	平成26年8月11日
申込取扱場所	レカム株式会社 経営管理本部 東京都千代田区九段北四丁目2番6号
払込期日	平成26年8月11日
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	1．当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条第22号に定義される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資の目的とするものをいう。 2．本欄第1項に基づき本新株予約権付社債に担保権を設定する場合、本社債を担保するのに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続その他担保権の設定に必要な手続を速やかに完了の上、担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとする。
財務上の特約 （その他の条項）	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

（注）1．社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

## 2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が「利息支払の方法」及び「償還の方法」欄記載の規定に違背したとき。
- (2) 当社が上記(1)以外の規定に違背し、本社債権者(本社債の保有者をいう。以下同じ。)からは正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしないとき。
- (3) 当社が、本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (4) 当社が本社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が1億円を超えない場合は、この限りではない。
- (5) 当社又は当社の取締役若しくは監査役が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社が、その事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分執行若しくは競売(公売を含む。)の申立てを受け、又は滞納処分としての差押を受ける等当社の信用を著しく害損する事実が生じたとき。但し、当社に対する申立てが濫用的なものであることが明らかな場合、及び当社が申立て又は差押を受けた後に速やかに債務を弁済し、かつ当該申立て又は差押を受けた後10日以内に当該申立てが取り下げられ又は差押の取消決定がなされた場合は、この限りではない。

## 3. 本新株予約権付社債の社債権者に対する通知の公告

本社債権者に対する通知は、当社の定款所定の方法により公告を行う。但し、法令に別段の定めがあるものを除き、公告に代えて各本社債権者に対し直接書面により通知する方法によることができる。

## 4. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本新株予約権付社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも3週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告又は書面により通知する。
- (2) 本新株予約権付社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の発行価額の総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

### (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である)
新株予約権の目的となる株式の数	本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項において定義する。但し、同欄第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。)で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</li> <li>(2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</li> </ol> </li> <li>2 転換価額 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下、「転換価額」という。)は、1株につき71円とする。 なお、転換価額は本欄第3項に定めるところに従い調整されることがある。</li> <li>3 転換価額の調整 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 時価(本項第(2)号に定義される。)を下回る価額での発行による転換価額の調整 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「時価下発行による転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。</li> </ol> </li> </ol> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times (\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}})}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>時価下発行による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p>



イ 時価（本項第(2)号 に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

ロ 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合  
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合

調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして時価下発行による転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。

ニ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

(2) 時価下発行による転換価額調整式及び特別配当による転換価額調整式（以下、「転換価額調整式」と総称する。）の取扱いは以下に定めるところによる。

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（当社普通株式に關し終値のない日数を除く。）の当社普通株式終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

時価下発行による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

時価下発行による転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

(3) 本項第(1)号 の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(4) 本項第(1)号 乃至第(3)号より転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金50,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額（転換価額が調整された場合は調整後の転換価額）とする。</li> <li>2 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</li> <li>(2) 本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項(1)記載の資本金等増加限度額から本項(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol> </li> </ol>
新株予約権の行使期間	平成26年8月12日から平成28年7月31日（但し、行使期間最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの間（以下、「行使期間」という。）、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使請求の受付場所 レカム株式会社 経営管理本部</li> <li>2 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</li> <li>3 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本転換社債型新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</li> <li>2 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。</li> </ol>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項に掲げる内容のもの（以下、「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。</li> <li>(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</li> <li>(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項及び第3項と同様の調整に服する。 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。 その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</li> <li>(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</li> </ol>

	<p>承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。</p> <p>(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間 当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項 定めない。</p> <p>(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>(9) 組織再編行為が生じた場合 本項の規定に準じて決定する。</p> <p>(10) その他 承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計40個の新株予約権を発行する。

2. 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

(1) 行使請求しようとする本新株予約権付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使する本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、新株予約権を行使する年月日等を記載してこれに記名捺印し、行使する本転換社債型新株予約権に係る本社債の保有者である旨を証明する書面を社債原簿管理人に提出し、社債原簿管理人による確認を受けた上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類が到達した後、本新株予約権者は、これを撤回することができない。

3. 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期

(1) 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力は、上記(注)2に従い行使に要する書類が行使請求受付場所に到達した日に発生する。

(2) 本転換社債型新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債について弁済期が到来するものとする。

4. 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後、当該行使に係る本新株予約権付社債権者に対し、当該本新株予約権付社債権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

6【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

7【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
604,797,519	4,400,000	600,397,519

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額（100,003,600円）及び本新株予約権付社債の発行価額の総額（50,000,000円）並びに本新株予約権の払込金額の総額（4,788,519円）に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（450,005,400円）を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 発行諸費用の内訳は、新株予約権等算定評価報酬費用1,500,000円、株式事務手数料・変更登記費用等800,000円、弁護士費用等2,100,000円を予定しております。なお、発行諸費用の概算額は、想定される最大の金額であり、本新株予約権の行使が行われなかった場合、上記登記関連費用、株式事務手数料は減少します。
- 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

当社グループは、中小企業のお客様に対して、企業理念である「最適な情報通信システムの構築」「最大限の経費削減のお手伝い」「迅速かつ安心して頂ける保守サービスの提供」を行うことにより、お客様企業のITインフラの「ワンストップサービスカンパニー」を目指しております。

平成25年9月2日開催の取締役会において決定した中期経営計画（以下「中期経営計画」といいます。）（平成25年9月2日開示「レカムグループ中期経営計画（平成26年9月期～平成28年9月期）策定のお知らせ」参照）においては、これまで成長の阻害要因となっていた不採算事業から撤退し、「No.1企業」へ飛躍するため「主要事業への選択と集中」を実施し、「財務基盤の安定化」を図る基盤造りを実施して行くこととしております。また、投資はコア事業に限定し、財務健全性を重視していく中で計画最終年度（平成28年9月期）には売上高54億円、営業利益3億円（過去最高益を更新）売上高営業利益率5.5%、株主資本比率40%超、有利子負債2億円未満の実現を目指しております。

中核事業である情報通信機器業界の市場環境は、当社グループの主要顧客層である中小企業においても、インターネット環境のブロードバンド化が進展し、スマートフォンやタブレット端末の導入も増加傾向にあるとともにサーバー、セキュリティ機器の導入も進展するなど、ITインフラ需要は堅調に推移しております。こうした経営環境の中、当社グループの属する業界で業績、株価ともに堅調な同業他社をキャッチアップし、「業界No.1企業」のポジション獲得に向けた以下3つの経営戦略に取り組んでおります。

#### 安定収益基盤の構築

営業人員の積極拡充を図り、直営店の営業社員を3年間で倍増させます。（平成28年9月末105名）また、フローからストック型ビジネスモデルへの転換を図り、ビジネスホン・UTM 1の販売を強化しております。

#### 顧客基盤拡大

増収効果とシナジー効果の高い同業他社のM&Aを強化します。また、新規加盟店開発を強化し、フランチャイズ加盟店の売上高の拡大を図っております。

#### システム投資による管理コスト、営業効率の向上

平成25年9月期に導入しました「新顧客管理システム」への追加投資によって営業効率の改善による増益効果を発揮するための検討を進めております。また、「新販売管理システム」の導入による業務効率の向上による経費削減に向け、プロジェクトチームを発足しております。

成長性の高い市場分野であるBPO 2事業においては、規模拡大を実現し、グループの主要事業に成長させるための「収益機会」を創出するため、以下の戦略を進めております。

#### グループ外企業からの受注強化

価格優位性を確立する上で「中小企業向けのパッケージ製品の開発」を実施し、情報通信機器事業とのシナジー効果も創出します。また、日本語人材が豊富な大連の労働者市場と自社で培ったコールセンター運営ノウハウを融合し、BPO事業におけるコールセンター機能の拡充を推進しております。

#### オペレーションのレベルアップ

グループ内業務を一気通貫に実施している仕組みをグループ外に横展開し、BPO事業における「ワンストップサービス」を実現します。また新たな提携先企業の開拓も実施しております。

財務戦略においては「キャッシュ・フロー経営」を重視し、本計画3年間で約650百万円の営業キャッシュ・フローを創出し、有利子負債を470百万円圧縮することによって、財務体質を大幅に改善します。最終年度の株主資本は780百万円を目標とし、実現した際の株主資本比率40%超を目標としております。また、本計画を達成することで、中長期に安定したフリー・キャッシュ・フローを創出し、企業価値を上昇させることが、株主価値を向上させると考えております。それらを実現していく中で内部留保を充実させ、財務基盤が安定化した段階での復配を実施することを目指しております。

なお、当社は平成25年8月にライツ・オフファリングによる資金調達（平成25年8月9日開示「ライツ・オフファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当てに関するお知らせ）」参照）を実施し、「事業再編（情報通信機器製造事業からの撤退）」を実現するとともに債務超過を解消し、同時に、「システム投資」「売上規模拡大のための営業社員増員」「同業他社のM&Aや新規加盟店開発」を実施して事業規模の拡大と企業価値の向上を図りました。その結果、「不採算事業であった情報通信機器製造事業からの撤退」「有利子負債を平成26年6月末現在480百万円まで圧縮」「自己資本比率を平成26年3月末現在18.3%まで改善」「平成26年4月に株式会社ニューウェイビジネスソリューションのM&A（同社株式を取得し、子会社化）」「新卒社員23名の採用」を実現しております。

中期経営計画の初年度である当連結会計年度においては、中核事業の情報通信機器事業では、営業社員へのインセンティブ制度を導入することにより目標達成意欲の向上を図るとともに、LED照明の販売強化や収益率の高い商品であるUTMの積極的な拡販によって、営業社員一人当たり売上高の向上を中心とした収益率の改善に取り組みました。

また、LED照明に関しては自社ブランド商品「RENTIA（レンティア）」を販売開始し、この5月度から「eco（エコ）推進事業本部」を新設することによって販売を強化すると共に新たなeco商材である「新自然冷媒ガス 3」の販売を開始しております。

一方、BPO事業では、レカムBPOソリューションズ株式会社において、日本国内での新規業務受託の営業活動を強化しました。

それら取組の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は、主要商品であるデジタル複合機の低迷などが影響し、当初計画を下回る前年同期比11.1%減の1,854百万円となっておりますが、利益面では情報通信機器の設置工事及び保守部門の分社効果による生産性向上や不採算事業からの完全撤退による販売管理費の圧縮効果、また、BPO事業が堅調に推移したことによる増益効果により、連結営業利益は31百万円（前年同期は30百万円の損失）、連結経常利益は24百万円（前年同期は40百万円の損失）、連結四半期純利益は17百万円（前年同期は86百万円の損失）となり、第2四半期連結累計期間としては2期ぶりに黒字転換することとなりました。

1. UTM (Unified Threat Management : 統合脅威管理) の略称です。
2. BPO (Business Process Outsourcing) の略称です。
3. 「新自然冷媒ガス」とは「自然冷媒」といわれる自然界に存在する物質（二酸化炭素、アンモニア、炭化水素等）で作られた冷媒です。

そのような状況の中で当社グループは「主要事業における売上規模拡大・利益率の向上」を主目的として資金調達を実施することと致しました。第三者割当てにより発行される本新株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の募集（以下「本資金調達」といい、本資金調達の方法を「本資金調達方法」といいます。）により調達した資金は、主要事業における売上規模拡大・利益率の向上を図るための成長戦略である「株式会社エフティコミュニケーションズ（以下「エフティ社」という）との資本業務提携によるeco（エコ）事業の拡大」「営業人員の採用活動強化・早期育成」「M & Aや海外展開の実施」「市場の拡大が期待されるBPO事業の強化」を具現化させるべく「既存事業拡大・成長のためのM & A資金」、「情報通信機器事業における売上規模拡大・利益率向上のための資金」、「海外事業領域の拡大のための資金」、「財務基盤確立のための資金」に充当する予定です。

#### 既存事業拡大・成長のためのM & A資金

当社グループの中核事業である情報通信機器事業において「売上規模の拡大」は重要な経営課題となっております。当社は、平成18年10月に株式会社アレックスシステムサービスのM & A（同社株式を取得して子会社化し、その後、平成21年4月1日に同社を吸収合併）を実施し、以降現在に至るまで、同社の活動基盤であった前橋支店・足利支店は堅調な実績を上げております。

その成功体験もあり、売上規模を拡大させる施策として、同業他社のM & Aは非常に有効な手段であるばかりでなく、当社の連結子会社である大連レカムのBPOを活用したローコストオペレーションの活用や重複する管理業務の統合などによるコスト削減効果も期待できるものと考えております。

また、当社の有する中小企業の顧客基盤と全国の販売網を活用するための新たな商材開発やサービス提供のためのM & Aも実施することによって更なる付加価値向上と利益率の改善を図りたいとも考えております。市場の拡大が期待されるBPO事業においては、日本国内での新規業務委託の営業活動を強化しており、受託案件は増加傾向にあります。平成26年4月にM & Aを実施した株式会社ニューウェイビジネスソリューションの業績も堅調に推移しております。

これらの実績を踏まえ、規模の拡大と利益率の向上、顧客基盤の有効活用、そして優秀な人材の確保という観点からM & Aは有効な手段であるため、今後も積極的に調査を実施し、M & Aを実現することによって更なる成長を遂げたいと考えております。

具体的には、平成26年7月22日開示の「子会社の異動（取得）に関するお知らせ」のとおり、HJオフショアサービス株式会社の株式を130百万円で取得し、同社の持つコンサルティングノウハウを当社顧客基盤にも有効活用することにより、約100百万円の売上規模拡大を見込むと共に中国大連市のBPOセンターを統合することによるコスト削減などのシナジー効果を見込んでおります。

また、本件以外にも複数のBPO事業のM & A案件の打診を受けており、情報通信機器事業のM & A案件の打診があった際には積極的に調査を進めていくことを考えております。M & Aによる事業取得は、対象候補者との間の協議によって決定されるものであり、必ずしも当社の希望どおりに進むものではありませんが、現在打診を受けている、若しくは今後受けると思われる案件に基づき、中型の案件を数件成立させることを想定しております。

なお、本資金調達により得られる資金のうち、HJオフショアサービス株式会社の株式取得に100百万円、その他M & A資金に200百万円を充当する予定であります。

#### 情報通信機器事業における売上規模拡大・利益率向上のための資金

- 1) 戦略的システム投資による営業効率の向上  
当社の基幹システムは営業支援及び顧客管理を目的とした「顧客管理システム」と受発注業務及び販売管理を実施する「販売管理システム」とがあります。  
平成25年1月に導入した「顧客管理システム」においては、今後更に「プロセスマネジメントのシステム化」「データベースの情報抽出」などを改善することにより、営業生産性が向上し、売上規模の拡大に直結します。また、「スマートフォンとの連携」や「GPS機能との連携」等によっても更なる改善を見込めることから、新たに150百万円のシステム投資を実施することにより、収益の拡大が図れるものと考えております。  
また、「販売管理システム」は8年前に導入いたしました。情報通信分野の技術の進展が著しいなかで、同システムは性能面・機能面で改善が必要な状況であり、決算業務等の様々な業務分野で非効率な面が生じていたことから、その更新が課題となっております。「新販売管理システム」の導入には450百万円を見込んでおり、その効果により、決算体制の早期化・業務効率向上により、導入後5年間で620百万円程度の間接コスト削減を見込んでおります。  
なお、本資金調達により得られる資金のうち60百万円を上記2件のシステム投資へ充当する予定であります。
- 2) LED照明・新自然冷媒ガスを中心としたeco（エコ）事業の拡大資金・営業人員増強等の主要事業の拡大資金  
当社グループは上記の通り今期より国内市場において本格的な発展が予想される環境関連市場へ参入し、エフティ社と提携して自社ブランドLED照明「RENTIA（レンティア）」やエアコンの冷媒を入れ替えるだけで空調コストを10～40%削減できる「新自然冷媒ガス」を新商材として投入し、環境関連市場の開拓に取り組んでおります。この度、エフティ社との資本業務提携（本資金調達と同日開示の「株式会社エフティコミュニケーションズとの資本業務提携に関するお知らせ」参照）を実施することによりエフティ社との関係をより強固なものにし、エフティ社からの販売ノウハウの提供を通じた更なる同事業の強化、営業人員の採用、フランチャイズ加盟店の新規開拓（加盟店支援部門の強化、募集広告、ヘッドハンティング会社の活用）を強化することによって、主要事業における売上規模を更に拡大させたいと考えております。  
なお、本資金調達により得られる資金のうち、50百万円を上記営業人員の採用費用、社員教育関連費用、フランチャイズ加盟店の新規開拓関連費用へ充当する予定であります。

#### 海外事業領域の拡大のための資金

巨大経済圏へと変貌するASEAN諸国、その中でもとりわけ今後の成長が期待されるミャンマーは有望なマーケットと期待しております。今後のインフラ整備が進展する中で当社の日本国内での法人向けビジネスのノウハウを活用し、同国内での情報通信機器事業やeco（エコ）事業の展開を検討しております。日本製品への信頼性やアフターサービスの提供により一定の競争力を確保できるとは考えておりますが、販売網の構築を中心に収益化するまでは一定の先行投資が必要

なため、資金調達が必要となります。なお、ミャンマー国内での事業展開の結果によっては近隣のASEAN諸国での事業展開も視野に入れております。また、もう一つの主要事業であるBPO事業においては中国における人件費の高騰や円安の影響によって、オペレーションコストは上昇傾向にあり、その対策は同事業を継続的に成長させるための重要な経営課題となっており、ミャンマーにBPO第3センターを設立することが最適であると判断し、設立準備をしております。同国におけるBPO事業の進出事例は少なく、ミャンマーへいち早く進出することで、先行者利益やノウハウを獲得し、同業他社との競争優位性を構築することが可能と考えており、歴史的にも日本との友好関係が継続されており、勤勉な国民性でもあることから、低コストと高品質を両立することも可能であると考えておりますが、会社設立に伴う設備投資等に資金が必要となります。

なお、本資金調達により得られる資金のうち、40百万円を上記海外事業資金へ充当する予定であります。

#### 財務基盤確立のための資金

今回の資金調達による当社単体の純資産増強を行うとともに、有利子負債の圧縮を実行することによって、当社子会社を含めた当社グループ全体の財務基盤の安定化を図り、借入条件の良化及び企業価値の向上等の効果を見込めるものと考えております。

なお、今回の資金調達により得られる資金のうち150百万円を借入金の返済に充てることによってグループ全体の借入金残高は340百万円となり、財務状況を大幅に改善し、株主への還元のための基盤作りを実施します。

## (2)【手取金の使途】

### 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
M & A 資金	100百万円	平成26年9月

M & A 資金は平成26年7月22日開示の「子会社の異動(取得)に関するお知らせ」のとおり、HJオフショアサービス株式会社の株式取得に充当し、取得価格との差額は手元資金にて対応する予定です。

### 本新株予約権付社債の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	予定金額(百万円)	支出予定時期
eco(エコ)事業の拡大資金及び営業人員の増強等の事業拡大資金	50百万円	平成26年8月～平成27年5月

eco(エコ)事業の拡大資金及び主要事業の拡大資金の主な内訳は営業人員の採用費用25百万円、社員教育関連費用15百万円、フランチャイズ加盟店の新規開拓関連費用10百万円です。

### 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	予定金額(百万円)	支出予定時期
営業効率向上のための戦略的システム投資	60百万円	平成26年8月～平成28年9月
海外事業資金	40百万円	平成26年10月～平成27年9月
M & A 資金	200百万円	平成26年9月～平成29年9月
財務基盤確立のための資金	150百万円	平成26年9月～平成29年9月

(注) 1. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理致します。

2. 本新株予約権の行使による調達額(450百万円)につきましては、M & A 資金への充当を優先し、M & A 案件の状況や本新株予約権の行使状況を注視しつつ、「営業効率向上のための戦略的システム投資」と「海外事業資金」へ充当する予定で、手元資金の状況を考慮し、「財務基盤確立のための資金」に充当する予定です。

システム投資の主な内訳は、平成25年1月度に導入した「顧客管理システム」において、「プロセスマネジメントのシステム化」「データベースの情報抽出」「スマートフォンとの連携」「GPS機能との連携」等の改修費用15百万円、業務効率化のための「新販売管理システム」の導入費用45百万円です。

海外事業資金の主な内訳は「ミャンマーでのBPOセンター設立」「同国内でのeco(エコ)事業及び情報通信機器事業の実施」に関連する採用関連費用1百万円、法人設立及び事務所開設費用15百万円、インフラ設備投資費用7百万円、その他運転資金等15百万円です。

M & A 資金の主な内訳は情報通信機器事業における同業他社(売上高800百万円～1,000百万円規模の会社の取得を想定しております。)又はBPO事業の同業他社(売上高80百万円～100百万円規模)を対象としたM & A に200百万円を活用する予定です。それにより、M & A 先の顧客基盤を活用するなどのシナジー効果を含め、情報通信機器販売事業の売上規模を1,000百万円～1,500百万円程度拡大し、BPO事業においても売上規模100百万円～120百万円程度拡大する共に利益規模を増加させることが出来ると考えております。

財務基盤確立のための資金は主に金融機関からの短期借入金の返済に充当します。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要

O a k キャピタル株式会社

名称	O a k キャピタル株式会社
本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号
直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 事業年度第153期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月27日 関東財務局に提出

## b. 提出者と割当予定先の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## a. 割当予定先の概要

株式会社エフティコミュニケーションズ

名称	株式会社エフティコミュニケーションズ(以下「エフティ社」という。)
本店の所在地	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目13番6号6 常和水天宮ビル
直近の有価証券報告書の提出日	有価証券報告書 事業年度第29期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月30日 関東財務局に提出

## b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	エフティ社は当社のLED商材及び新自然冷媒ガスの仕入先にあたります。

## c. 割当予定先の選定理由

## &lt; 本資金調達方法を選択した理由 &gt;

当社は、本資金調達を実施するにあたり、その他の資金調達方法の可能性も含め比較検討を進めてまいりました。本資金調達は、当社主要事業における売上規模拡大・利益率の向上を図るためではありますが、一方で株式価値希薄化への配慮、資金調達の柔軟性に配慮するという観点で検討を進め、その結果、実資金を確実に早く調達できる本新株式及び本新株予約権付社債の発行と、株式価値希薄化や資金調達の柔軟性に配慮できる本新株予約権の発行による3つの方式を組み合わせることが最適であるとの結論に至りました。以下は、本資金調達方法を選択した具体的な検討内容であります。

## (1) その他の資金調達方法の検討について

当社は、この度の資金調達に際して、銀行借入、公募増資等の資金調達手段を検討いたしました。当社の現況において、銀行借入等による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招く等の理由から今回予定する資金を調達するのは困難であると判断しました。また、公募増資は当社の決算数値及び無配が続いている現状では引受先が集まらないリスクが高いため、こちらも困難と判断いたしました。

当社といたしましては、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、調達した資金を前述の中長期的な施策に充当し、主力事業の強化を図ることで、安定した事業収益とともに持続的な成長を確保することを目指しております。当社が事業を推し進める上での中長期的な事業への資金調達、自己資本の充実を勘案した財務基盤の強化、金利負担を総合的な観点から検討した結果、今回の割当予定先に対する本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権を組み合わせた本資金調達方法が、最良であると判断いたしました。

## (2) 本資金調達方法について

本資金調達方法のうち、本新株予約権付社債についてはエフティ社に、本新株式及び本新株予約権についてはO a k キャピタル株式会社(以下「 a k キャピタル」といいます。)に引受けていただきます。本新株式及び本新株予約権付社債については実資金を確実に早く調達できることが大きな利点であります。

エフティ社は従来からの業務提携先であり、本件の実施によって関係がより強固となり、行使後も株主として互恵関係を構築できる先であると判断しました。

O a kキャピタルの保有方針は純投資であり、株価が上昇すれば漸次売却することが想定されることから、本新株予約権は行使が徐々にされるものと見られ、資金調達が確実ではないものの既存株主の皆様の株式価値の希薄化に一定程度配慮するという点で優れているスキームと判断いたしました。

#### 株式価値希薄化への配慮

本新株式及び本新株予約権の割当予定先のO a kキャピタルの保有方針は純投資であるため、本新株予約権につきましては株価が行使価額を上回らない場合、行使は行われません。株価が権利行使価額を上回った場合、O a kキャピタルは、本新株予約権の行使期間内にいつでも自己の判断で本新株予約権の行使を行うことができますが、大株主として長期保有しないことを表明しております。

#### 資金調達の柔軟性

3つの調達方法を組み合わせた理由としては、まず、本新株式については、既存株主の皆様の株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、短期間で確実な必要資金の調達及び自己資本の増強が図れる資金調達方法として選択いたしました。次に、本新株予約権付社債は、短期間で資金調達が可能であり、本転換社債型新株予約権が行使された場合には、当該行使によって当社の資本金が増加し資本の拡充にともなう財務基盤の安定化も期待できることから、エフティ社との協議により、許容の範囲で資金調達額を設定することとなりました。さらに、本新株予約権については、当社株価が、権利行使価格からO a kキャピタルが想定する額を上回った場合、その都度権利行使を行うと伺っており、その都度入金がなされ、中長期的な事業への資金として調達が可能となります。また、この権利行使により、自己資本の拡充が期待でき、行使期間中に資本政策の変更が必要になった場合は、当社の判断により残存する本新株予約権の一部を取得することができる等の自由度があり、環境の変化に臨機応変に対応することが可能となります。

本資金調達により、主力事業の強化と自己資本の拡充による財務基盤の安定化を図ることができ、既存株主の皆様をはじめステークホルダー各位の期待に応えられるものと考えております。

#### <割当予定先を選定した理由>

##### (1) O a kキャピタルについて

当社は、資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の成長戦略において必要とする機動的な資金調達が見込めることや、当社の成長戦略、資金需要、資金調達の時期、経営方針、将来的な目標等、当社の状況を理解していただける割当予定先であることを重視し、検討を行ってまいりました。

その中で、今回割当予定先としてO a kキャピタルを選定した経緯、理由は、当社代表取締役が、従前より同社から資金調達に関する提案を受けており、当社の資金調達ニーズが高まったタイミングで改めて同社による提案を検討した結果、同社が上場企業向けファイナンスを数多く引受けた実績を持つことから、信頼できる投資会社であると判断し、改めて本資金調達の目的で面談を申込み、協議を実施いたしました。その結果、当社は同社に対して、当社の成長戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。

そのうえで、同社から株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、他社の提案内容に比べ、資金調達のタイミング及び金額等、当社のニーズに最も合致する条件であったことから、同社を割当予定先として選定いたしました。

同社は株式会社東京証券取引所市場第二部(以下「東証二部」といいます。)に上場する独立系の投資会社として中立的な立場から、国内外において10年以上に渡り投資事業を行っております。特に潜在成長力を持つ上場企業向けエクイティ・ファイナンス投資の実績は豊富です。

##### (2)エフティ社について

当社グループは、情報通信機器の販売、設置工事・保守、インターネットサービス、B P O事業(Business Process Outsourcing)等、中小企業に対する情報通信に関するあらゆる商品及びサービスを提供するワンストップサービスカンパニーを目指し、事業展開しております。その中で、当社は今年より国内市場において本格的な発展が予想される環境関連市場へ参入し、エフティ社と提携して自社ブランドLED照明「RENTIA(レンティア)」やエアコンの冷媒を入れ替えるだけで空調コストを10~40%削減できる「新自然冷媒ガス」を新材として投入し、環境関連市場の開拓に取り組んでおります。本提携により、これまでの両社の関係をより強固なものにすることで、当社はエフティ社からの販売ノウハウの供与を通じて環境関連商材の販売をさらに強化することが可能になると考えております。また、本提携では、両社の強みを提供しあうWin-Winの関係を構築し、両社の企業価値の向上を図ることを目的としています。

#### d. 割り当てようとする株式の数

##### (1)本新株式

O a kキャピタルに割り当てる株式の総数は1,351,400株であります。

##### (2)本新株予約権付社債

エフティ社に割り当てる本新株予約権付社債の目的である株式の総数は704,200株であります。

##### (3)本新株予約権

O a kキャピタルに割り当てる本新株予約権の目的である株式の総数は5,769,300株であります。

#### e. 株券等の保有方針

割当予定先であるO a kキャピタルより、本新株式及び本新株予約権並びにその行使により取得する当社株式を、当社の業務を支援し企業価値を向上させ、株式価値を向上させることを十分に考慮し、かかる目的の達成状況を踏まえながら、株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有する旨、及び当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思はなく、また、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う旨を表明いただいております。



なお、当社は、割当予定先であるOakキャピタルより、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

また、本新株予約権付社債については、当社とエフティ社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。本転換社債型新株予約権の行使により交付を受けることになる当社普通株式については、市場動向を勘案しながら売却する方針とっております。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、両割当予定先から、本新株式、本新株予約権及び本新株予約権付社債の払込金額の総額並びに本新株予約権の行使に要する金額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭での報告を受けており、両割当予定先の平成26年3月期の有価証券報告書に掲げられた連結財務諸表から、割当予定先がかかる払込み及び行使に要する十分な現預金その他の流動資産を保有していることを確認しております。

#### g. 割当予定先の実態

割当予定先のうちOakキャピタルは東証二部に上場しており、同取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書においては、警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しております。

エフティ社は株式会社東京証券取引所JASDAQ市場(以下、「JASDAQスタンダード」といいます。)に上場しており、同様に同取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書において、割当予定先が警察、顧問弁護士等との連携により、反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることを確認しております。

さらに両者とも、当社は、過去の新聞記事、WEB等のメディア掲載情報の検索により、割当予定先及びその役員は暴力団等とは一切関係がないと判断しております。

#### 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。但し、Oakキャピタルが、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

本新株予約権付社債の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認を必要としております。ただし、エフティ社が、本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

株式の譲渡につきまして、該当事項はありません。

#### 3【発行条件に関する事項】

##### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

###### 本新株式

本新株式の発行価額は、本新株式発行に関する取締役会決議日の直前営業日(平成26年7月22日)のJASDAQスタンダードにおける当社普通株式の終値78円に対して5.13%ディスカウントの74円といたしました。

上記発行価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議日の直前営業日の価格を基準として決定することとされているため、本新株式に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、発行価額のディスカウント率につきましては、現在当社にとっては、当社主要事業における売上規模拡大・利益率の向上を図ることが重要であるため、当社の既存株主の利益保護を図りつつも、割当予定先に払込に依りていただき、早急かつ確実に資本増強を図ることを優先課題として、割当予定先と充分に協議を行いました。その過程で直近6ヶ月における当社株式の終値が49円から133円(分割考慮後)まで変動するなど上下の変動幅が大きいことや、当社が資本増強へ取り組むことへの必要性を勘案するとともに、割当予定先の要望を考慮いたしました。その結果、割当予定先への一定のディスカウントをせざるを得ないと判断するとともに、他方で当社の既存株主の利益に考慮するため、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」を参考に、上記のディスカウント率を決定いたしました。

また、本新株式の発行価額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)を勘案し、割当予定先と協議のうえ決定したものであり、特に有利な発行価格には該当しないものと判断いたしました。

なお、本新株式の発行価額については、取締役会決議日の直前営業日までの1か月間の終値平均価額75.7円(小数点以下第2位を四捨五入、以下同じ。)に対する乖離率は2.25%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均78.1円に対する乖離率は5.25%、当該直前営業日までの6か月間の終値の平均価額73.6円に対する乖離率は0.54%となっております。

###### 本新株予約権付社債

当社は本新株予約権付社債の発行価額、本新株予約権付社債の転換価額、利率等の発行条件を検討する際に当社株式の流動性、株価水準、発行規模、社債権者が負担することとなるクレジット・コスト等の諸条件を総合的に勘案しております。なお、当社は、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(代表取締役：小幡治、住所：住所：東京都港区元赤坂1-6-2 安全ビルレジデンス19階)に本新株予約権付社債の価値評価を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得しております。当該報告書では、本新株予約権付社債の発行要項を考慮し、一般的に使用されている価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法及びインテンシティ・モデルを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定しております。

本転換社債型新株予約権に関しては、本新株予約権付社債の諸条件、本新株予約権付社債の発行決議に先立つ当社普通株式の株価78円/株、当社普通株式の価格の変動率(ボラティリティ)105.2%(3か月)、117.2%(6か月)、113.5%(1年)、100.4%(2年)、満期までの期間2年、配当利率0%、安全資産利率0.02%(3か月)、0.02%(6か月)、0.05%(1年)、0.06%(2年)、繰上償還(同時に発行される新株予約権の取得事由を参考に当社普通株式の価格が20取引日連続して、転換価額の180%を超えた場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対し、14日前に通知することにより本新株予約権付社債を繰上償還したものと仮定)、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、評価を実施しました。

また、割当予定先の行動は、当社株価が転換価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%で売却することと仮定し、(同時に、当社株価上昇時の流動性の向上に伴う割当予定先の行動の変化を織り込む為に、当社株価が10取引日連続して行使価額を少なくとも50%上回った場合、1ヶ月間または3ヶ月間における一日平均売買高のいずれか少ない方の1.5%を行使上限額として、新株予約権を追加的に行使するものと仮定。)割当予定先が追加的に取得した株式の売却に関しては、上記の1日当たりに売却可能な株式数の目安に拘束されないものとしています。

また、本新株予約権付社債の転換価額については、本新株予約権付社債発行に係る取締役会決議日の前取引日(平成26年7月22日)のJASDAQスタンダードにおける普通取引の終値78円を参考とし、1株当たり71円(ディスカウント率8.97%)に決定いたしました。

上記転換価額は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断し、本新株予約権付社債に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、転換価額のディスカウント率につきましては、現在当社にとっては、当社主要事業における売上規模拡大・利益率の向上を図ることが重要であり、その観点から割当予定先との資本業務提携の必要性を勘案し、割当予定先と十分に協議を行い、割当予定先の要望を考慮いたしました。その結果、転換価格については割当予定先への一定のディスカウントをせざるを得ないと判断し、上記のディスカウント率を決定いたしました。

なお、本新株予約権付社債の転換価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均75.7円に対する乖離率は6.21%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均78.1円に対する乖離率は9.09%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均73.6円に対する乖離率は3.53%となっております。

また、本新株予約権付社債の発行価額は、前述の第三者評価機関による評価書を参考にし、発行条件を勘案した結果、適正かつ妥当であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権付社債の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していること、及び実質的な対価(額面100円当たり100円)が公正価値(100円当たり98円41銭)と下回らないこと、さらには転換価額についても固定であることから、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

当社監査役全員も、本新株予約権付社債の転換価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関して当該第三者評価機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、評価額は適正かつ妥当と思われる、その評価額を踏まえて発行価額を決定していることにより、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

#### 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を独立した第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー(代表取締役:小幡治、住所:住所:東京都港区元赤坂1-6-2安全ビルレジデンス19階)に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて本新株予約権の評価を実施しています。

汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路上での新株予約権権利行使から発生するペイオフ(金額と時期)の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な価値を得る手法です。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価78円/株、当社普通株式の価格の変動率(ボラティリティ)105.2%(3か月)、117.2%(6か月)、113.5%(1年)、100.4%(2年)、満期までの期間2年、配当利率0%、安全資産利率0.02%(3か月)、0.02%(6か月)、0.05%(1年)、0.06%(2年)、取得事由(当社普通株式の価格が20取引日連続して、行使価額の180%を超えた場合、当社は、2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得したと仮定)、発行会社の行動、割当予定先の行動を考慮して、一般的な価格算定モデルである汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて、本新株予約権の評価を実施しました。

また、割当予定先の行動は、当社株価が権利行使価額を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%で売却することと仮定し、(同時に、当社株価上昇時の流動性の向上に伴う割当予定先の行動の変化を織り込む為に、当社株価が10取引日連続して行使価額を少なくとも50%上回った場合、1ヶ月間または3ヶ月間における一日平均売買高のいずれか少ない方の1.5%を行使上限額として、本新株予約権を追加的に行使するものと仮定。)割当予定先が追加的に取得した株式の売却に関しては、上記の1日当たりに売却可能な株式数の目安に拘束されないものとしています。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、算定結果である1個当たりの払込金額83円を参考に本新株予約権の1個当たりの払込金額を金83円といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価値であると判断しております。また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議の前取引日終値と同じ78円といたしました。本新株予約権の行使価額の算定方法について、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日終値と同じとしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあってはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考え、取締役会決議日の前取引日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

当社監査役全員も、本新株予約権の行使価額の算定方法は、市場慣行に従った一般的な方法であり、発行価額については、当該第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、その算定過程及び当該前提条件等に関して当該第三者評価機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的な

ものであると判断できること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、評価額は適正かつ妥当な価額と思われる、その評価額を踏まえて決定された本新株予約権の1個当たりの払込金額金83円は、特に有利な金額には該当しないと判断しております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回、本新株式の株式数1,351,400株、本新株予約権の行使による株式数5,769,300株、本新株予約権付社債の転換による株式数704,200株を合わせた株式総数は7,824,900株であり、(議決権数78,249個)は、平成26年7月23日現在における当社発行済株式総数43,384,900株に対する割合が18.04%(平成26年7月23日現在の議決権総個数433,719個に対する割合は18.04%)であり、当社普通株式1株当たりの株式価値は一定程度希薄化することとなります。

しかしながら、当社は、本資金調達に、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、財務及び事業基盤の更なる強化につながることから、当社企業価値の向上に資するものと考えており、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本資金調達に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は固定されており、それぞれ1株当たり71円及び78円です。これは平成25年9月期の1株当たり純資産(株式分割考慮後)2.71円を上回っております。よって、市場株価が行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。

#### (3) 既存株主への影響に関する取締役会の判断過程

本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,351,400株、704,200株及び5,769,300株と合計7,824,900株(議決権数78,249個)となり、総議決権数433,719個(平成26年7月23日現在)に対して、合計18.04%の希薄化が生じます。

当社は、本資金調達において本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を意思決定する過程において、公正を期するため当社監査役会(うち2名は社外監査役)に当該発行条件について妥当性の意見を求めました。

当社監査役会からは、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行要項の内容及び前述の株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザーからの株価評価の算定報告書を踏まえ、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権は発行条件が割当予定先に特に有利でないと判断した旨の意見表明を受けております。

当社といたしましては、平成26年7月23日開催の取締役会において、本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行について検討した結果、長期かつ安定的な投資資金を調達し、財務基盤を強化することによって、当社の成長を図ることを目的とする本資金調達による本新株式、本新株予約権付社債及び本新株予約権の募集は、当社の企業価値及び株式価値の向上を図るためには必要不可欠な規模及び数量であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有株式数 (株)	割当後の総議決権数に 対する所有議決権数の 割合
O a k キャピタル株 式会社	東京都港区赤坂八丁目 10番24号	0	0%	7,120,700	13.91%
伊藤 秀博	東京都練馬区	4,874,400	11.25%	4,874,400	9.52%
アズサ・キャピタル 株式会社	東京都港区西麻布2丁 目24番11号	4,278,200	9.88%	4,278,200	8.36%
山崎 和也	青森県弘前市	3,923,200	9.06%	3,923,200	7.66%
C B S フィナンシャ ルサービス株式会 社	東京都港区西麻布2丁 目24番11号	3,080,000	7.11%	3,080,000	6.02%
有限会社ヤマザキ	青森県弘前市上鞆師町 11番1	2,847,200	6.57%	2,847,200	5.56%
株式会社マイブレ ジャー	三重県四日市市新正四 丁目7番21号	1,698,000	3.92%	1,698,000	3.32%
株式会社ビジョン	東京都新宿区西新宿6 丁目5番1号	1,500,000	3.46%	1,500,000	2.93%
山中 夕典	大阪府豊中市	1,500,000	3.46%	1,500,000	2.93%
日本証券金融株式会 社	東京都中央区日本橋茅 場町1丁目2番10号	1,481,000	3.42%	1,481,000	2.89%
計		25,182,000	58.14%	32,302,700	63.10%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年3月31日現在の株主名簿に記載された数値を基準として記載をしております。ただし、割当後のO a k キャピタルの所有株式数は、本新株式1,351,400株及び本新株予約権の目的となる株式の数5,769,300株を合計した数値を記載しております。
2. 平成26年3月31日の発行済株式総数は433,249株、発行済株式に係る議決権の総数は433,119個であります。
3. 平成26年4月1日をもって1株を100株に株式分割し、発行済株式総数が42,891,651株増加し、発行済株式総数は43,324,900株となっております。
4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年7月23日現在の発行済株式に係る議決権の総数(433,719個)に本新株数1,351,400株(議決権数13,514個)、本新株予約権の目的となる株式の数5,769,300株(議決権数57,693個)及び本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的となる株式の数704,200株(議決権数7,042個)を加えた議決権数511,968個を基準に算定しております。
5. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。
6. 本新株予約権は、行使されるまでは潜在株として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

**第二部【公開買付けに関する情報】**

**第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

**第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第20期有価証券報告書及び四半期報告書(第21期第2四半期)(以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第20期)の提出日(平成25年12月20日)以後本有価証券届出書提出日(平成26年7月23日)までの間において、当社の資本金の額は以下の通り増加しています。

平成25年12月20日現在の資本金 (千円)	増加額(千円)	平成26年7月23日現在の資本金 (千円)
426,173	888	427,061

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

3. 臨時報告書の提出について

組込情報である第20期有価証券報告書の提出日(平成25年12月20日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成25年12月24日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成25年12月20日開催の第20期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

なお、すべての議案は原案どおり承認可決されました。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年12月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社は、平成26年4月1日をもって、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用致します。そのため、定款に所要の変更をするものであります。

第2号議案 取締役5名選任の件

伊藤秀博、川畑大輔、古場邦良、田中最代治及び山口義成を取締役に選任するものであります。

第3号議案 取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

取締役及び監査役に対してストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

第4号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件

ストックオプションとして当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対して新株予約権を発行するにあたり、募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	242,333	494	0	(注)1	可決 99.79
第2号議案 取締役5名選任の件				(注)2	
伊藤秀博	242,276	551	0		可決 99.77
川畑大輔	242,285	542	0		可決 99.77
古場邦良	242,285	542	0		可決 99.77
田中最代治	242,303	524	0		可決 99.78
山口義成	242,311	516	0		可決 99.78
第3号議案 取締役及び監査役に対 するストックオプション 報酬額及び内容決定 の件	241,830	997	0	(注)3	可決 99.58
第4号議案 ストックオプションと して新株予約権を発行 する件	241,827	1,000	0	(注)4	可決 99.58

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
4. 出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決または否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成26年7月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成26年7月22日開催の取締役会において、子会社取得を行うことを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 取得対象子会社の概要

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	H J オフショアサービス株式会社
本店の所在地	東京都新宿区新宿二丁目6番1号
代表者の氏名	代表取締役社長 三好 浩和
資本金の額	9百万円(平成26年6月30日現在)
純資産の額	10百万円(平成25年12月31日現在)
総資産の額	63百万円(平成25年12月31日現在)
事業の内容	B P O 事業

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

	平成23年12月期	平成24年12月期	平成25年12月期
売上高(百万円)	89	105	107
営業利益又は営業損失( ) (百万円)	4	1	0
経常利益(百万円)	6	0	0
当期純利益(百万円)	5	0	0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と取得対象子会社との間には、記載すべき取引関係はありません。

(2) 取得対象子会社に関する子会社取得の目的

当社グループは、情報通信機器の販売、設置工事・保守、インターネットサービス、B P O 事業(Business Process Outsourcing)等、中小企業に対する情報通信に関するあらゆる商品およびサービスを提供するワンストップサービスカンパニーを目指し、事業展開しております。その中でも市場の拡大が期待されるB P O 事業を当社グループの「成長ドライバー」と位置付け、中国の大連市および長春市に現地子会社としてB P O 業務センターを設立し、現地スタッフにより受託業務を遂行しております。また、先に公表しましたとおり、今秋にミャンマーにB P O 第3センターを開設すべく準備を進めております。

一方、取得対象子会社は、平成17年に設立され、日本国内においてB P O に関する営業を実施し、顧客の実施業務に入り込んで顧客企業の業務を分析し、B P O に適した業務の切り出しを行うことでハイエンドかつ高単価なB P O 案件を受託し、その受託業務を中国・大連市のB P O 企業にてローコストで遂行する手法で顧客基盤の拡大を図ってまいりました。

今回、当社と取得対象子会社との協議により、それぞれ別々にB P O 事業を行うのではなく、取得対象子会社を当社グループに統合し、当社のB P O センターの活用も含めた体制で中国でのB P O 事業を営んでいくことが、同事業の一層の発展に資するとの考えで一致し、取得対象子会社の株主より同社発行済株式のすべてを譲り受け、当社の連結子会社とすることの基本合意に至りました。

(3) 取得対象子会社に関する子会社取得の対価の額

H J オフショアサービス株式会社の普通株式 130百万円（概算額）



## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第20期)	自 平成24年10月1日 至 平成25年9月30日	平成25年12月20日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第21期第2四半期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	平成26年5月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

**第五部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

**第六部【特別情報】**

**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年12月20日

レカム株式会社  
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 越 智 敦 生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 光 成 卓 郎 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社(旧社名 レカムホールディングス株式会社)の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社(旧社名 レカムホールディングス株式会社)及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、レカム株式会社(旧社名 レカムホールディングス株式会社)の平成25年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、レカム株式会社(旧社名 レカムホールディングス株式会社)が平成25年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年12月20日

レカム株式会社  
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 越 智 敦 生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 光 成 卓 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社(旧社名 レカムホールディングス株式会社)の平成24年10月1日から平成25年9月30日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レカム株式会社(旧社名 レカムホールディングス株式会社)の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。  
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 5月15日

レカム株式会社  
取締役会 御中

九段監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 越 智 敦 生 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 光 成 卓 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているレカム株式会社の平成25年10月1日から平成26年9月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成26年1月1日から平成26年3月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成25年10月1日から平成26年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、レカム株式会社及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。